

平29福情答申第2号

平成29年6月19日

福岡市教育委員会 様
(教育センター研修・研究課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年8月24日付け教セ研第517号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「「保護者と教職員とにより任意に組織された自主的な団体であるPTA」による学年レクリエーション等々の活動を ①：学校の正課の授業時間内に行うこと・②：①を保護者に全て委任すること、①②の正当性を明言している根拠となる文書」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「保護者と教職員とにより任意に組織された自主的な団体であるPTA」による学年レクリエーション等々の活動を ①：学校の正課の授業時間内に行うこと・②：①を保護者に全て委任すること、①②の正当性を明言している根拠となる文書（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年7月12日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成28年7月1日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成28年7月12日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年7月25日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書にて、本件決定は、「PTAは、保護者と教職員とにより任意に組織された自主的な団体」との見解を提示しているながら、学校とPTAは一体化して正課の授業を長年にわたって行っている為。又、その負

担を、保護者（P T A委員）に強要している為」違法不当であると主張している。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年4月5日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

ア 各学校では、学習指導要領第1章総則に指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に
応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深める
こと」と示されていることに準じ、必要に応じて家庭や地域の協力を得ながら教育活動を行っている。

イ 本件対象文書は、P T Aによる学年レクリエーション等の活動を学校の正課の授業時間に行うこと及び、これを保護者に全て委任することの正当性を明言している文書の公開を求めているものと考えられる。

(3) 本件決定を行うに至った理由

各学校では、年間の指導計画に基づいた授業として親子交流活動を行うことはある。しかし、これはあくまで学校が主体となって行っているものであり、P T Aが主催するレクリエーション等の活動は、放課後や休業日に実施されている。

したがって、学校はP T Aによる活動を正課の授業として行う事実はなく、その負担をP T A委員に強要していることもないことから、本件請求に係る対象文書については、存在しないために非公開を決定したものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人の主張並びに実施機関の主張から判断するに、審査請求人が公開を

求める文書は、実施機関が特定するとおり、PTAによる学年レクリエーション等の活動を学校の正課の授業時間に行うこと及びこれを保護者に全て委任することの正当性を明言している文書であるものと解される。

2 本件対象文書の存否について

- (1) 当審査会において、実施機関に確認したところ、PTAによるレクリエーション等の活動は放課後や休日に実施されており、正課の授業時間における活動を保護者に委任する正当性を明言している根拠となる文書は存在しないことから本件決定を行ったとのことであった。
- (2) 当審査会において、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）及び中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）並びに関係法令等を確認したところ、PTAが主体となって正課の授業時間に活動を行うことをうかがわせる根拠となる文書は確認できなかった。
- (3) よって、当審査会としては、学校はPTAによる活動を正課の授業として行う事実はなく、学年レクリエーション等々の活動を学校の正課の授業時間内に行うこと及びPTAに全て委任することの正当性を明言する文書は存在しないという実施機関の説明に何ら不自然な点は認められず、またそのような文書を保持しているということをおうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年8月24日	実施機関からの諮問
平成28年12月22日	実施機関が弁明意見書を提出
平成29年3月1日（1部会）	審議
平成29年4月5日（1部会）	実施機関から意見聴取

平成29年5月17日（1部会）

審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，五十川直行，石森久広，馬場明子